

平成26年（ネ）5199号 地位確認等請求事件  
東京高等裁判所 第12民事部 御中

### 日東航空整備（日東整）の不当解雇事件の公正な判決を求める要請書

日本航空の組合つぶしを意図した日東整との契約解除、解散・解雇事件について、2014年9月22日、東京地裁（民事36部）は、事実を直視せずに原告の訴えを棄却する不当な判決を言い渡しました。

原告は、日本航空が、運航親会社の自社整備原則の下、整備子会社である日東整の整備事業について、あらゆる面で支配従属させていたことを証拠をもって立証しました。しかし、判決は、日本航空を日東整の単なる大口取引先と決めつけ「日本航空の事業計画の影響を相当程度受ける関係にあったことは確かであるが、そのことをもって日本航空と日東整との間の支配従属関係を示すものということはできない。」と実態を無視し使用者として認めませんでした。

また、原告が日本航空の不当労働行為を裏づける証拠として提出した社内文書について、判決は「闘争至上主義を採る日東整労組の体質変換を図る必要があるとの認識を有していた」「日東整の労務問題を JALTAM に持ち込まないことを条件として統合再編スキームについて具体的な検討をした」と認めながらも、「JAS・JALJ側が、日東整の JAL グループの子会社への統合再編を進めるに際し、その問題点を洗い出した内部検討メモのようにもみえる」として、「統合再編する際の障害に当たるという前提で論議されたことを認めるに足る証拠もない」と切り捨てました。

このような、親会社と子会社の支配従属関係の実態を見ず、また親会社が子会社の労働組合を嫌悪したことを示す証拠すら無視した判決は、子会社で働く労働者の生活・権利を脅かすものです。

わたしたちは、航空の安全を損ね、親会社の横暴を許す判決を認めるわけにはいきません。

貴裁判所が原判決を取り消し、公正な判決を下されることを要請いたします。

以上

年 月 日

住 所

---

団体名 / 氏名 印

---

団体の場合は代表者名 印

---

日東整不当解雇撤回争議対策会議（NTM対策会議）

〒144-0043 大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251